

危険物船舶運送及び貯蔵規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 放射性物質等の貯蔵の安全の確認
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第384条
- ③ 手続対象者 : 貯蔵委託者
- ④ 提出時期 : 放射性物質を貯蔵船に貯蔵しようとする場合
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 放射性輸送物安全確認書等（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式 : 危険物積付検査申請書（第8号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 係留場所を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- ② 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 30日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。